

〔 参 考 〕

多自然川づくりの考え方

# 「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

平成2年

(「多自然型川づくり」実施要領 第二 定義)

「多自然型川づくり」とは、河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいう。

・平成2年「多自然型川づくりの推進について」の通達が出されて以来、様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた数多くの事例が積み重ねられた。  
・しかしながら、場所毎の自然環境の特性への考慮を欠いた改修を進めたり、他の施工箇所の工法をまねるだけの画一的で安易な川づくりも多々見られる。

多自然型川づくりレビュー委員会(H17年9月)

## 平成18年5月 提言「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

「課題の残る川づくりの解消」を目指して  
現在までの知見や技術が現場において十分に活用されるような施策を進め、早急に成果を得るように努める。

「川づくり全体の水準を向上」させるために  
中長期的に解決すべき課題も含めて、技術的な検討や仕組みづくりに取り組み施策を展開する。

## 多自然川づくり基本指針(H18年10月)

平成2年に定めた「多自然型川づくり実施要領」を廃止し、多自然川づくりの新たな展開を図るべく「多自然川づくり基本指針」を定める。

# 多自然川づくり基本指針(H18.10)

## 1 「多自然川づくり」の定義

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

侵食・堆積・運搬といった河川全体の自然の営みを視野に入れる



地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮



## 2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

## 3 実施の基本

可能な限り自然の特性やメカニズムを活用

河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり

生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出は勿論、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり

調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくり

# ～ 多自然川づくりの目指すもの ～

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりです。

Point1 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出すること。

Point2 多様な河川景観を保全・創出すること。

Point3 地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮します。



Point2 多様な河川景観  
(気仙沼市)



Point1 河川本来が有している自然の営み  
(岩手県土谷川)



Point3 地域の暮らしとの調和  
(東京都平井川)

## ～ 多自然川づくりの留意点 ～

多自然川づくりにあたっては、川の自然の特性やメカニズムを  
できるだけ活用します。

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出すること。  
水辺の遷移帯(エコトーン)の形成



水際植生と河畔林 (鳥取県八東川)



水際に生息する魚たち

川の働きを活かしながら複雑な地形を保全・回復させる。

瀬と淵、ワンド、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残す



川幅が広く、地形が多様 (秋田県山内川)

# ～ 多自然川づくりの留意点 ～

多自然川づくりにあたっては、川の自然の特性やメカニズムを  
できるだけ活用します。

**川の働きを許容する空間を確保する。**

川幅を広くとり、良好なみお筋の形成を促す  
洪水による河川、陸地のかく乱

**河川の連続性を保全回復する。**

魚道の設置等による魚の上りやすい川づくり  
支川や水路との合流点も連続性を持たせる



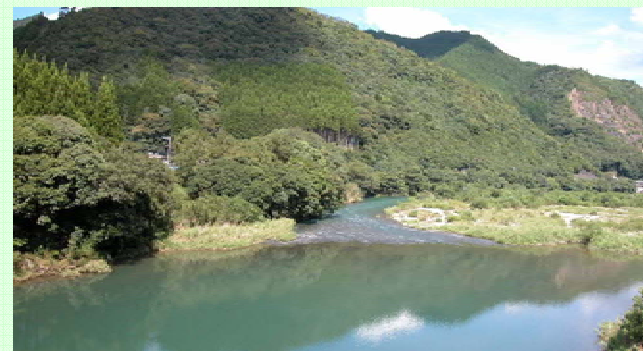
魚の上りやすい川づくり (福岡県遠賀川)

**河川景観を豊かにする。**

川の営みによる地形と自然の相互作用  
を豊かにする



蛇行部に存在する河畔林を保全することで  
川の空間特性を保つ (岩手県葛巻町)



豊かな河川景観 (宮崎県北川)

## ～ 課題の残る川づくりの例 ～



河岸構造に工夫が見られるが、河床幅が狭く、川の働きによる砂州や瀬・淵等の多様な河川環境の回復が期待できない。



緩傾斜の緑化護岸が採用されているが、画一的な定規断面であり、河床も平坦で流れに変化が見られない。また、河床幅も狭く、左の写真同様に河川環境の回復は期待できない。



緩勾配を優先させたために極端に河床幅が狭くなっている。緑化護岸を採用しているが、生物の生息環境にはあまり寄与しない。



水際部(低水路)を固定しているため、川の働きによる変化を制約してしまっていると同時に、人工的な印象を与える。

## ～ 今までの経緯 ～

平成2年11月「『多自然型川づくり』の推進について」の通達

平成17年9月「『多自然型川づくり』レビュー委員会」設置

平成18年5月 委員会提言「多自然川づくりへの展開～これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策～」

平成18年10月「多自然川づくり基本指針」の通知

平成20年3月「中小河川に関する河道計画の技術基準について」の通知